

関係省庁からの著作権法改正要望について

省 庁	要 望 の 内 容	13年度	14年度	対応状況
総 務 省	・放送事業者・有線放送事業者への「送信 可能化権」の付与	○	—	法改正済
	・固定された番組に係る放送事業者・有線 放送事業者の権利の拡大	○	○	審議会で 検討中
文部科学省	・教育目的の利用に係る権利制限の見直し ・図書館での利用に係る権利制限の見直し	○	—	審議会で 検討中
	・「拡大教科書の作成」に係る権利制限の 見直し	—	○	審議会で 検討中
経済産業省	・映画の著作物の保護期間の延長	—	○	審議会で 検討中
	・ライセンス契約の第三者対抗力の付与	○	○	審議会で 検討中
	・法定賠償制度の導入	—	○	審議会で 検討中

著作権法改正に関する要望事項

(総務省)

要望事項	放送事業者・有線放送事業者の固定された放送の「送信可能化権」の創設
要望の趣旨	本年の通常国会で成立した「著作権法の一部を改正する法律」に盛り込まれている、放送事業者・有線放送事業者の「固定されていない放送」の送信可能化権に加えて、「固定された放送」の「送信可能化権」を与えられたい。
改正条項	著作権法第99条の2、著作権法第100条の5
改正内容	放送事業者・有線放送事業者は、固定されていない放送と同様に、固定された放送についても、それを送信可能化する権利を専有する。
改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>デジタル化・ネットワーク化の進展により、一般の人々が放送（固定・非固定に関わらず）や有線放送を受信して送信可能化することが日常的に行いうるようになってきている。これを放置すれば、放送事業者・有線放送事業者は甚大な損失を被る。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>今次改正法では「固定されていない放送」に限定されており、「固定された放送」には対応する手段がない。今まで法が想定していなかった事態であり、法による保護が必要である。法的保護なしに放送事業者・有線放送事業者は第三者の行為に対応できない。</p>
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	平成13年8月 文化庁に要望書を提出
その他 (関係団体の名称等)	要望元：社団法人日本民間放送連盟、日本放送協会、社団法人日本ケーブルテレビ連盟
担当者氏名・役職 連絡先	情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室 課長補佐 梅村 研

著作権法改正に関する要望事項

(総務省)

要望事項	放送事業者・有線放送事業者の譲渡権の創設
要望の趣旨	放送事業者・有線放送事業者は複製権を有するが、不適法に作られた複製物であっても、これを譲渡することには権利が及ばないため、本来の権利者である放送事業者・有線放送事業者に譲渡権を与えられたい。
改正条項	著作権法第4章第4節に新設
改正内容	放送事業者・有線放送事業者は、その放送をその複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。
改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>技術の進展により、放送を大量に複製・譲渡することが容易になっているが、譲渡については権利が及ばないため、放送事業者・有線放送事業者がコントロールできない。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>不適法に作られた複製物を、その事実を知らずに譲渡した者については、第三者効がないため、放送事業者・有線放送事業者は対抗する手段がない。また、実演家、レコード製作者に譲渡権がすでに付与されていることとのバランスにも配慮する必要がある。</p>
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	平成13年8月 文化庁に要望書を提出
その他 (関係団体の名称等)	要望元：社団法人日本民間放送連盟、日本放送協会、社団法人日本ケーブルテレビ連盟
担当者氏名・役職 連絡先	<p>情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室</p> <p style="text-align: right;">課長補佐 梅村 研</p>

著作権法改正に関する要望事項

(総務省)

要望事項	放送事業者・有線放送事業者の貸与権の創設
要望の趣旨	放送事業者・有線放送事業者は複製権を有するが、不適法に作られた複製物であっても、これを貸与することには権利が及ばないため、本来の権利者である放送事業者・有線放送事業者に貸与権を与えられたい。
改正条項	著作権法第4章第4節
改正内容	放送事業者・有線放送事業者は、その放送をその複製物の貸与により公衆に提供する権利を専有する。
改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>技術の進展により、放送を大量に複製・貸与することが容易になっているが、貸与については権利が及ばないため、放送事業者・有線放送事業者がコントロールできない。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>不適法に作られた複製物を、その事実を知らずに貸与した者については、第三者効がないため、放送事業者・有線放送事業者は対抗する手段がない。また、実演家、レコード製作者に貸与権がすでに付与されていることとのバランスにも配慮する必要がある。</p>
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	平成13年8月 文化庁に要望書を提出
その他 (関係団体の名称等)	要望元：社団法人日本民間放送連盟、日本放送協会、社団法人日本ケーブルテレビ連盟
担当者氏名・役職 連絡先	情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室 課長補佐 梅村 研

著作権法改正に関する要望事項

(文部科学省初等中等教育局)

要望事項	「拡大教科書」作成に係る権利制限規定の見直し
要望の趣旨	著作権法においては、公表された著作物の教科用図書への掲載が認められているが、「拡大教科書」(検定済教科書等の文字等を拡大したもの)についても、同様の制限を導入する。
改正条項	著作権法第33条関係
改正内容	<p>著作権法第33条を改正し、「教科用図書」を対象とした第1項の規定を、現在第4項において準用対象とされている「教師用指導書」等と同様に、「拡大教科書」にも準用することとする。</p> <p>また、ボランティア等による「非営利目的・無料譲渡」の場合には、第2項(補償金の支払い等)を適用しないこととする。</p>
改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>「拡大教科書」は、通常ボランティア等が一冊一冊手作りで作成するものであり、経済的な影響も殆どないことから、多くの場合著作者は無償での利用を許諾してくれている。このためボランティア等は、すべての権利者の許諾を得た上で「拡大教科書」を作成するよう、最大限の努力を行ってきている。しかし、小規模なボランティアグループ等が一冊の「拡大教科書」のためのすべての著作者を捜し出して許諾を得ることは、極めて大きな負担となっている。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>このような許諾を簡便にするため、団体間の包括契約等の仕組みを検討してきたが、すべての権利者が著作者が著作権関係団体によって網羅されているわけではなく、また、すべてのボランティア等を組織化することも困難であるため、このようなシステムの構築は当面極めて困難であるとの結論を得るに至った。</p> <p>以上のことから、著作権法の一部について、改正を要望する次第である。</p>
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	<p>上記の要望の主旨について、現代俳句協会、(協)日本脚本家連盟、(協)日本シナリオ作家協会、(社)日本児童文学者協会、(社)日本児童文芸家協会、(社)日本文芸家協会、(社)日本文芸著作権保護同盟、(社)日本音楽著作権協会、(社)日本美術家連盟、(社)日本グラフィックデザイナー協会、日本児童出版美術家連盟、日本写真著作権協会、(社)教科書協会に説明しており、概ね理解を得ている。</p>
その他	特になし

(関係団体の名称等)	
------------	--

担当者氏名・役職 連絡先	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 指導係主任 尾白 泰次 (内線2003)
-----------------	---

著作権法改正に関する要望事項

(経済産業省)

要望事項	映画の著作物の保護期間の延長
要望の趣旨	映画の著作物とその他の著作物との保護期間の実質的格差を是正するため映画の著作物の保護期間を延長するための所要の措置を講じる
改正条項	著作権法第54条関係
改正内容	<p>映画の著作物の保護期間について特則を規定する著作権法第54条について、以下に例示する映画の著作物の保護期間を延長するための所要の措置を講じる。</p> <p><改正案></p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1案; 現行第1項(及び第3項)を削除する。ただし、現行第2項については引き続き存置する。また、第3項の削除の要否については、更に検討を行うことが適当と思料。 ●第2案; 現行第1項に規定されている公表後50年の保護期間を延長する。なお、この場合の具体的な延長期間については今後の検討に委ねることが適当と思料。 <p>(参考)</p> <p>第1項 映画の著作物の著作権は、<u>その著作物の公表後50年(その著作物がその創作後50年以内に公表されなかったときは、その創作後50年)を経過するまでの間、存続する。</u></p> <p>第2項 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著作物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとする。</p> <p>第3項 前二条の規定は、映画の著作物の著作権については、適用しない。</p> <p>なお、前述の改正を行うに際しては、以下の点も留意されるよう併せて要望する。</p> <p>①遡及的保護の防止 映画の著作物の保護期間を何らかの形で延長する場合、既に公表後50年を経て著作権の保護期間を満了した映画の著作物については、今回の改正により、円滑な利用関係を確保する観点から、保護が復活することのないようにされたい。</p> <p>②映画の著作物の保護期間に係る規定に限定した改正 改正理由にもあるとおり映画の著作物の保護期間に起因する要望であり、経済産業省としては映画の著作物の保護期間に係る規定以外の保護期間に係る規定の改正には反対である。</p> <p>③改正内容「第1案」に関する留意事項 保護期間が満了した映画の著作物の円滑な利用を確保する観点から、映画の著作物に含まれる原著作物の著作権との関係を調整する第54条第2項については、引き続き存置させるべき。</p> <p>④改正内容「第2案」に関する留意事項 第2案中の具体的な延長期間については、関係団体の要望・他の著作物との格差・諸外国の立法例を勘案すれば、例えば最長でも「公表後70年」に改めることが一案として考えられるが、更に広く検討の上、決められることが望ましい。</p>

<p>改正を必要とする理由</p>	<p>(1)問題の所在 小説、音楽等、映画以外の著作物は、創作時から著作者の死亡時までの期間に加算して死後 50 年間の保護を与えられている。これに対し、映画の著作物は特則が設けられており公表後 50 年間の保護しか与えられておらず、実質的な保護期間において著しい不均衡が生じている。(例えば、川端康成の小説「伊豆の踊子」は、1926 年から 2022 年まで合計 96 年間の保護を受けるのに対し、小説公表から半世紀も後に製作された映画「伊豆の踊子」(1974 年)は 2024 年までの 50 年間の保護しか受けられない。)</p> <p>(2)法改正の必要性 上述(1)のとおり、映画の著作物とその他の著作物との間には実質的な保護期間について相違があるが、創作物としての文化的・社会的・経済的意義については何ら変わるものではない。その上で、今後我が国のコンテンツ産業の中核を担うべき映像コンテンツである映画の著作物についての適切な保護を進めるべく、国内的には他の著作物との間に存する保護期間の実質的な差異を解消するとともに、国際的には国際条約の下で相互主義が採られている保護期間に関して主要先進国との間での不利を是正するために、現在の映画の著作物の保護期間が何らかの形で延長されることが望ましい。 かかる観点から、映画の著作物の保護期間に関する特則を定める著作権法第54条について、所要の改正を行うことが必要である。 なお、日本映画の黄金期である昭和 20 年代後半及び 30 年代に製作された映画の著作物について、現に商業的利用が行われているにも関わらず、その著作権が消滅しようとしており(例えば小津安二郎監督「お茶漬の味」は本年 12 月 31 日に、溝口健二監督「雨月物語」は来年 12 月 31 日に、それぞれ消滅。)、速やかな対応が期待される場所である。</p>
<p>要望事項に係るこれまでの取り組み状況</p>	<p>映画の著作物の保護期間の延長については、関係団体(日本映画製作者連盟)が以下の取り組みを行っている。</p> <p>①「映像分野の著作権等に係る諸問題に関する懇談会」に要望書を提出(平成 10 年6月)</p> <p>②文化庁長官官房著作権課に「著作権法改正検討事項に関する意見書」を提出(平成 11 年9月)</p> <p>③「知的財産戦略会議」起草委員会に「映画・映像ビジネスへの投資循環と新たな作品創造のために」を提出(平成 14 年4月)</p>
<p>その他 (関係団体の名称 等)</p>	<p>(社)日本映画製作者連盟 (社)日本映像ソフト協会</p>
<p>担当者氏名・役職 連絡先</p>	<p>経済産業省経済産業政策局知的財産政策室 調整一係長 仲川 慶子 連絡先 3501-3752(直)</p>

著作権法改正に関する要望事項

(経済産業省)

要望事項	ライセンス契約の第三者対抗力の付与
要望の趣旨	ライセンス契約の対象になっている著作権が、ライセンサーから第三者に移転された場合、ライセンシーは権利の取得者に対して第三者対抗要件が無いと、ライセンスの存在を当然には主張することは出来ない。しかし、特に、ビジネスユースにおいてこれが問題となるケースが考えられるため、一定の様式を備えたライセンス契約が存在すれば、ライセンス契約の対象となっている著作権の譲受人に対する対抗力を認める方向での早急な改正を要望する。
改正条項	新設
改正内容	一定の様式を備えたライセンス契約(電子契約等を含む)が存在すれば、当該著作権の譲受人に対する対抗力を認める。
改正を必要とする理由	<p>(1)問題の所在</p> <p>ライセンス契約の対象になっている著作権が、ライセンサーから第三者に移転された場合、ライセンシーは権利の譲受人に対して第三者対抗要件がないと、ライセンスの存在を当然には主張することができない。</p> <p>一般の消費者は、エンドユーザーとして使用を継続できれば良いので比較的問題が表面化しにくいかも知れないが、ビジネスユースにおいては、実務上ライセンシーにとって問題が生じるケースがあると思われる。</p> <p>例えば、次のような事業を行っている場合、著作権の譲渡に伴い、開発や事業の継続が不可能になり、ライセンシーは重大な問題に直面することが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① (長期間を要する開発プロジェクトに)代替性のないソフトウェアやコンテンツをライセンスを受けて使用している場合。 ② ライセンスを受けて当該ソフトウェア・コンテンツを組み込んだ製品を販売している場合。 ③ ライセンスを受けて当該ソフトウェア・コンテンツを複製して頒布又は公衆に送信している場合。 <p>上述の問題を防止するため、実務上は、当該ライセンス契約にライセンシーの事前の同意のない著作権の処分禁止の規定を設けることもあるが、著作権の財産権としての側面に注目した場合、立法論としては、譲渡性に制限を加えることはライセンサーの投下資本の回収といった観点からは望ましくなく、ライセンシーの地位の保護とライセンサーの利益の保護とが調和されたアプローチが望ましいと考えられる。</p> <p>ライセンサーの倒産においても、管財人等との関係において、譲渡があった場合と同様の問題を生じるものと考えられる。また破産時の対応については法制審議会倒産法部会破産法分科会で議論が行われているが、現在「対抗要件があるもの」については管財人の契約解除権を制限する、という方向で検討されている。よって、著作権については、著作権法の枠内で「対抗要件」を規定する必要がある。</p> <p>また、ライセンス契約でライセンサーによる権利譲渡の際の、ライセンシーの地位をライセンサーに保証させた場合であっても、当該権利譲渡先が倒産すれば、同様の問題が生じると考えられる。</p> <p>更に、倒産しそうになったライセンサーが、当該ライセンス契約の譲渡禁止規定や、ライセンシーの地位保証規定等に違反して、(当座のお金を得るために)</p>

	<p>第三者への権利譲渡を行った後に倒産すると、当該債務不履行による損害は実質的には補填されないという問題が生じると考えられる。</p> <p>なお、米国著作権法においては、第 205 条第 e 項に上記に対応する規定が有る。</p> <p>(2)法改正の必要性</p> <p>上述のような問題を解決するために、一定の様式を備えたライセンス契約が存在すれば、当該ライセンス契約の対象となっている著作権の譲受人に対する対抗力を認める方向での改正が必要である。</p>
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	<p>平成12年度 産業構造審議会情報経済部会</p> <p>平成13年度 著作権改正要望提出</p> <p>平成13年度 産業競争力と知的財産を考える研究会</p>
その他 (関係団体の名称等)	<p>(社)経済団体連合会</p> <p>(社)電子情報技術産業協会</p> <p>日本知的財産協会</p>
担当者氏名・役職 連絡先	<p>経済産業省経済産業政策局知的財産政策室</p> <p>調整一係長 仲川 慶子</p> <p>連絡先 3501-3752(直)</p>

著作権法改正に関する要望事項

(経済産業省)

要望事項	法定賠償制度の導入による権利者の立証負担の軽減
要望の趣旨	著作権及び実演家の著作隣接権侵害に対する損害額の推定規定に、法定賠償額を定める規定を導入する。
改正条項	著作権法第 114 条<項の新設・追加>
改正内容	<p>著作権法第 114 条</p> <p>1 著作権者又は実演家は、故意又は過失により自己の著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、100 万円を自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。ただし、その損害の額が100 万円に満たないとする相当の事情があるときは、当該事情に相当する額を控除するものとする。</p> <p>〔現行の1項から3項については項繰り下げ。〕</p> <p>改正法案附則</p> <p>新著作権法第 114 条第1項の規定中の額は、改正法施行の日から3年以内に見直されるものとする。</p>
改正を必要とする理由	<p>(1)問題の所在</p> <p>近時の知的財産権の保護に対する認識の高まりを背景として、権利の確立等の著作権法の整備が図られてきた。手訴訟手続面においても、知的財産固有の困難性・特殊性を反映した制度整備が進められてきたところである。</p> <p>著作権法を巡っては、創作手段の多様化に伴い権利者が訴訟追行力の高い者ばかりではなく、また、利用行為の多様化に伴い小規模な侵害事案も想定されるところ、それに相応しい裁判手続(簡便迅速な損害額の認算定方法)について、整備を図ることが望ましい。</p> <p>(2)法改正の必要性</p> <p>上述(1)のとおり、損害額の推定規定中に、諸外国の立法に見られるような法定賠償額の規定を導入することにより、訴訟追行上の負担の軽減を裨益する権利者、とりわけ著作物の創作に直接に貢献し、また伝達者の中でも極めて重要な役割を果たす実演家の立証負担を軽減し、迅速・的確な訴訟を実現し、権利保護の実効性を更に高める必要がある。</p> <p>なお、法定賠償額については、適正なものとなるように①一定期間毎に見直されるべき、②訴訟当事者間での公平を確保する観点から法定損害額よりも少額の損害額であると立証される場合には覆滅され得る、との点が確保されるべき。</p>

要望事項に係るこれまでの の取り組み状況	特になし。
その他 (関係団体の名称 等)	

担当者氏名・役職 連絡先	経済産業省経済産業政策局知的財産政策室 調整一係長 仲川 慶子 連絡先 3501-3752(直)
-----------------	--